

## 北海道ポーランド文化協会会則

第1条 本会は、北海道ポーランド文化協会と称する。

第2条 本会は、北海道とポーランドのあいだの文化交流を促進することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業をおこなう。

- 1 ポーランドに関する研究会・講演などの開催
- 2 ポーランドの音楽・美術工芸・映画演劇などに接する機会の拡大
- 3 ポーランド語の普及
- 4 北海道とポーランドとのあいだのひとの往来の促進
- 5 その他運営委員会が適当と認める事業

第4条 会の目的に賛同し、会則を承認する者は、だれでも会員となることができる。入会は、運営委員会がこれを承認する。会員は、個人会員および団体会員からなるものとする。

第5条 個人会員は、普通会費を納めるものとする。ただし、学生には会費を軽減することができる。また、本会の活動を維持するための寄付として、維持会費を納めることができるものとする。団体会員は、団体会費を納めるものとする。会費の額は別に定める。

第6条 本会に次の役員をおく。

会長	1名
副会長	若干名
運営委員	若干名
事務局長	1名
監査委員	2名

役員は、総会において選出する。役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第7条 会長は、運営委員会を主宰し、会を対外的に代表する。副会長は、会長を補佐し、会長がその職務をはたすことができないとき、これを代行する。

第8条 会長、副会長、運営委員、事務局長によって運営委員会を構成する。運営委員会は、会の日常的運営に関する事項を決定する。運営委員会は、会長がこれを召集する。

第9条 事務局長は、会の事務を統括する。事務局の所在地は、運営委員会において決定する。

第10条 監査委員は会の財政状況を監査し、年に1回、総会に報告する。

第11条 本会に顧問をおくことができる。顧問は総会において選任され、運営委員会に助言を与えることができる。

第12条 本会に名誉会員をおくことができる。名誉会員は運営委員会において推挙され、総会において承認される。名誉会員は会費を免除される。

第13条 総会は、年に1回、会長がこれを召集する。会長は、必要に応じて臨時総会を召集することができる。

第14条 総会は次の事項について審議・決定する。

- 1 役員の選出
- 2 事業計画および事業報告の承認
- 3 予算および決算の承認
- 4 会則の改正
- 5 その他運営委員会が必要とみとめた事項

総会における決定は、出席会員の過半数の賛成によっておこなう。

第15条 本会に事務局、会誌編集委員会および各種の事業を推進するための部会をおくことができる。その

構成、運営に関する事項は運営委員会において決定する。

第 16 条 本会に東京事務所をおくことができる。その担当者は東京地区在住の会員の中から運営委員会において選任する。東京事務所の活動状況は運営委員会に報告する。

第 17 条 本会の活動場所は、以下の通りとする。

〒060-0018 札幌市中央区北18条西15丁目3-19 安藤厚方  
2018 年度(2017.9.1-2018.8.31) 主な役員は以下の通りとする。

会長	安藤厚
副会長	小笠原正明、霜田千代麿
事務局長	小林暁子
監査委員	斎田道子、野村信史

(1987 年 10 月 2 日発効、1994 年 11 月 29 日、1998 年 10 月 17 日、2000 年 10 月 13 日、2001 年 11 月 30 日、2010 年 9 月 1 日、2012 年 11 月 3 日、2013 年 11 月 8 日、2014 年 10 月 31 日、2015 年 10 月 17 日、2016 年 10 月 29 日改訂)

#### 会費についての細則

1. 会則第5条にもとづき、会費の額は以下のとおりとする。  
(個人会員)
  - (1) 普通会費 年額 3,000 円
  - (2) 学生会費 年額 1,500 円
  - (3) 維持会費 普通会費に加えて年額1口 1,000 円以上(任意の寄付)(団体会員)
  - (4) 団体会費 年額 1 口 10,000 円以上
2. 本会の会計年度は毎年9月1日にはじまり、8月 31 日におわる。  
会費は、会計年度のはじめ(毎年9月)に納入するのを原則とする。
3. 年度途中に入会する場合には、初年度会費を、1～4月入会は 2,000 円、5～8月入会は 1,000 円に軽減することができる。
4. 会員から退会の申し出があったときは、運営委員会に報告する。  
普通会費を3年を超えて滞納した会員は、退会したものとみなす。  
住所不明となった会員は、会誌等を通じて探しても連絡先不明の場合は、退会したものとみなす。  
会員の入会・退会は会誌等を通じて周知する。会員相互の連絡を促進するため、会員名簿を会員に配布することができる。住所、電話番号等の掲載は、会員本人の同意がある場合に限る。

(2013 年 11 月 8 日制定、2015 年 10 月 17 日、2016 年 10 月 29 日改訂)